

お申込みにあたっての注意事項

<お申込について>

- 1 千葉県信用保証協会の保証を利用する場合は、別に所定の保証料が必要となります。
- 2 チャレンジ資金を設備資金でご利用の場合は、設備投資額の80%が融資限度額となります。
- 3 小規模事業資金の融資限度額は、保証協会の保証付き融資の残高を含んだ額となります。
- 4 市が、資金使途や融資対象について不適当と判断した場合は、減額やお申込みをお断りする場合があります。

<利子補給について>

- 1 利子補給金は毎年3月末と9月末に金融機関にて集計し、概ね2か月後にご利用者の口座へ入金となります。申請手続きは金融機関が代行しますので、ご利用者の特別な手続きは必要ありません。
- 2 補給金額についての通知書は発行しません。金額や入金日については取扱金融機関へお問い合わせください。
- 3 利子補給は当初融資実行時の融資期日までの支給となります。条件変更等により期日を延長した場合、延長分の期間は利子補給対象外となります。
- 4 市外転出、廃業（休業含む）、市税滞納、市税未申告、金融機関取引停止処分、代位弁済等の事由に該当した場合は利子補給対象外となります。また、繰上返済により利子補給金受領済みの期中に戻し利息が生じた場合は、戻し利息分に相当する利子補給金を返還していただきます。

<市外転出の例> ・「運転資金」・・・本店が市外 ⇒利子補給の対象外
 ・「設備資金」・・・事業所等が市外⇒利子補給の対象外

- 5 下記の方は2.0%の優遇利子補給率が適用となります。
 - ・市の指定する創業支援施設に入居中の方（上限：2,500万円）
 - ・市の指定する創業支援施設を退去後1年以内の方、及び「ベンチャー・カップCHIBA」に入賞後1年以内の方（上限：5,000万円）
- 6 新たに市内に本社転入をした方で、転入後1年以内に申込みをされた振興資金について、1.1%の優遇利子補給率が適用となります。
- 7 SDGsに関連するいずれかの認証等を取得した方が「チャレンジ資金」、「トライアル支援資金」、「振興資金」又は「小規模事業資金」を利用する場合、以下の優遇措置を適用します。

- (1) 利子補給率を+0.5%上乗せ（ただし、上限は融資利率-0.2%）
- (2) 融資利率の上限を-0.1%引き下げ

【優遇対象とする認証制度等】

- ①千葉市脱炭素推進パートナー支援制度（パートナープラス）
- ②千葉市健康づくり推進事業所認証制度（ブルークラス以上）
- ③えるぼし認定 ④くるみん認定 ⑤もにす認定

※1つの優遇要件で利子補給率の上乗せを受けることができるのは1度限りです。ただし、既に適用されている優遇要件を継続した上で、別の優遇要件を満たした場合には再度利子補給率の上乗せを受けることが可能です。

【SDGs推進支援制度に関する問い合わせ先】千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課 電話 043-245-5284



〒260-0013 千葉市中央区中央2丁目5番1号
 千葉中央ツインビル2号館8階
 電話 043-201-9505 融資制度担当
 FAX 043-201-9507
 URL <http://www.chibashi-sangyo.or.jp/>

(令和8年4月版)



中小企業資金融資

ご案内

市内中小企業者の経営基盤の確立と生産性向上のために必要な事業資金を融資するものです。用紙代、斡旋料、紹介料、仲介手数料等は一切いただいておりませんので、お気軽にご相談ください。

利用資格

- ①～③の全てをみたす中小企業者（会社または個人）
 - ①市内に店舗、事務所、工場等の設備を有し、かつ、市内で事業を営んでいること（予定含む。）
 - ※ 運転資金の利用については、本社登記・本社実態が市内にあることが必要になります。（トライアル支援資金を除く）
 - ②市税の申告・納付をしており、かつ、滞納がないこと
 - ③千葉県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
 - ※ 資金によっては、別に資格要件を定めています。（受付機関にご確認ください。）
 - ※ なお、融資にあたっては、金融機関や保証協会（保証協会の保証を付する場合）で審査があります。

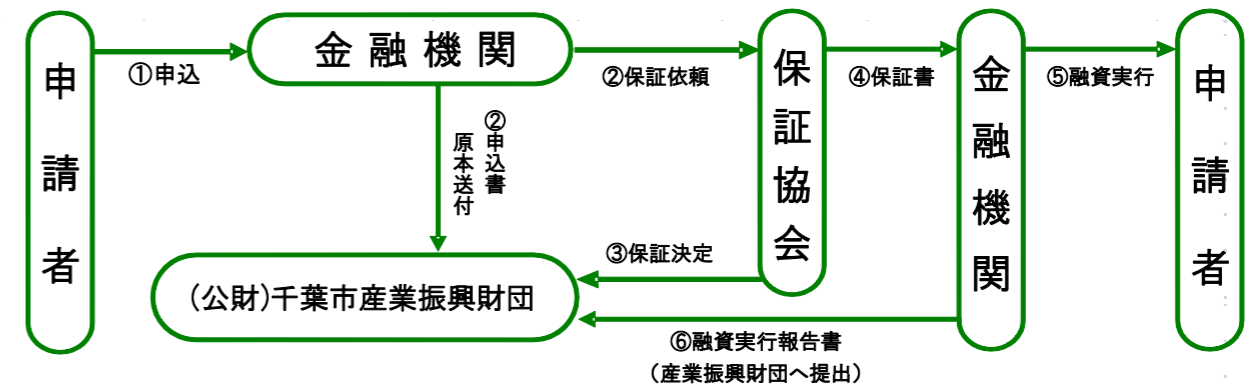
中小企業者の範囲

中小企業信用保険法に従い、資本金または従業員数のいずれか一方が該当する法人または個人

業種	資本金(出資金)	従業員
小売業／飲食業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
その他（建設業、製造業、運輸業等、鉱業、不動産業）（※）	3億円以下	300人以下
医業	-	個人100人以下 法人300人以下
特定非営利活動法人（NPO法人）	-	製造業等 300人以下 卸売業・サービス業 100人以下 小売業 50人以下

（※）但し、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は従業員900人以下

申し込みから融資まで



千葉市
 (公財)千葉市産業振興財団

千葉市中小企業資金融資メニュー表

(令和8年4月版)

カテゴリ	資金種類	融資対象者	融資限度額	融資期間(据置期間)	返済方法	融資利率		利子補給率		信用保証	連帯保証人及び担保	受付機関
						SDGs推進支援制度対象の場合	SDGs推進支援制度対象の場合	SDGs推進支援制度対象の場合	SDGs推進支援制度対象の場合			
創業支援等	チャレンジ資金	これから市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者、又は創業後5年未満の者。	3,500万円	運転 5年以内(6か月) 設備 7年以内(1年)	元金均等元利均等 期日一括	1年以内 年 1.7%以内 3年以内 年 1.9%以内 5年以内 年 2.1%以内 7年以内 年 2.4%以内	-0.1%	1.4% (ただし上限は 融資利率)	創業関連保証 スタートアップ創出 促進保証制度	金融機関 又は 協会所定	【都市銀行】 みずほ銀行 (千葉支店、稲毛支店、 稲毛海岸支店) 三井住友銀行 (千葉法人営業部) 三菱UFJ銀行 (千葉支店) りそな銀行 (千葉支店)	
	トライアル 支援資金	市内で事業を営む中小企業者のうち、下記条件のいずれかを満たす者。 (1)大学等の研究機関と連携して新製品や新技術の研究開発、事業化又は事業の拡充を図るための資金を必要とする者。 (2)特許権等の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を活用して、事業の拡充を行うための資金を必要とする者。 ※)申込みをする場合は、事前に産業振興財団の承認が必要となります。	5,000万円	運転 7年以内(1年) 設備 15年以内(1年)		1年以内 年 1.8%以内 3年以内 年 2.0%以内 5年以内 年 2.2%以内 7年以内 年 2.5%以内 10年以内 年 2.7%以内 15年以内 年 3.0%以内						
事業拡充	振興資金	市内で事業を営む中小企業者又は事業組合。 (ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者)	2億円 (うち運転資金は8,000万円)	運転 7年以内(なし) 設備 15年以内(1年)	元金均等元利均等 期日一括	1年以内 年 1.9%以内 3年以内 年 2.1%以内 5年以内 年 2.3%以内 7年以内 年 2.6%以内 10年以内 年 2.8%以内 15年以内 年 3.1%以内	-	0.8% (ただし上限は 「融資利率-0.2%」)	必要により 普通保証	金融機関 又は 協会所定	【地方銀行】 千葉銀行 (全ての支店) 千葉興業銀行 (全ての支店) 京葉銀行 (全ての支店) 常陽銀行 (千葉支店)	
	小規模事業資金	市内で事業を営む従業員20人(商業・サービス業は5人。ただし、宿泊業・娯楽業は除く。)以下の中小企業者。	2,000万円	運転 7年以内(6か月) 設備 10年以内(1年) (運転資金は期間1年以内の 期日一括返済可)	元金均等元利均等 期日一括	1年以内 年 1.5%以内 3年以内 年 1.7%以内 5年以内 年 1.9%以内 7年以内 年 2.1%以内 10年以内 年 2.4%以内	0.8% (ただし上限は 「融資利率-0.2%」)	0.8% (ただし上限は 「融資利率-0.2%」)	必要により 普通保証			
経営安定	経営安定資金	○要件A 市内で事業を営む中小企業者で、中小企業信用保険法に基づく認定(1号~6号)を受けた者。 ○要件B 市内で事業を営む中小企業者のうち、下記条件のいずれかを満たす者。 (1)最近3か月又は6か月の平均売上高が、前年同期と比較して5%以上減少している者。 (2)負債総額が1,000万円以上ある倒産企業に対する売掛債権等を30万円以上有し、当該倒産企業に対する取引依存度が総売上高の20%以上ある者。 (3)中小企業信用保険法に基づく認定(7号~8号)を受けた者。	5,000万円	運転 5年以内(なし) 設備 7年以内(1年) (運転資金は 期日一括返済不可)	元金均等元利均等 期日一括	1年以内 年 1.5%以内 3年以内 年 1.7%以内 5年以内 年 1.9%以内 7年以内 年 2.1%以内 1年以内 年 1.7%以内 3年以内 年 1.9%以内 5年以内 年 2.1%以内 7年以内 年 2.3%以内	0.8% (ただし上限は 「融資利率-0.2%」)	経営安定 関連保証 (1)(2)は 普通保証 (3)は 経営安定 関連保証	金融機関 又は 協会所定	【信用金庫】 千葉信用金庫 (全ての支店) 銚子信用金庫 (千葉支店) 佐原信用金庫 (作草部支店、都賀支店)		
	災害復旧資金	市内で事業を営む中小企業者で、特定の自然災害(国に指定された激甚災害等)により、市区町村から災証明の発行を受けた者。	5,000万円	運転 7年以内(2年) 設備 10年以内(2年)	元金均等元利均等 期日一括	年 1.8%以内	1.4% (ただし上限は融資利率)	災害関係保証				
その他	経営者保証 不要資金 (国の信用保証料 補助制度対応) R~R9.3.31	○要件A 市内で事業を営む中小企業者又は事業組合。 (ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者) ○要件B 市内で事業を営む中小企業者で、中小企業信用保険法に基づく認定(4号または5号)を受けた者。	8,000万円	運転 7年以内(なし) 設備 10年以内(1年)	元金均等元利均等 期日一括	1年以内 年 1.9%以内 3年以内 年 2.1%以内 5年以内 年 2.3%以内 7年以内 年 2.6%以内 10年以内 年 2.8%以内	-	0.8% (ただし上限は 「融資利率-0.2%」)	普通保証	金融機関 又は 協会所定	【その他】 商工組合中央金庫 (千葉支店)	
	協調支援資金 (国の信用保証料 補助制度対応)	市内で事業を営む中小企業者又は事業組合(ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者)で、以下の①または②の要件を満たすこと。 <要件①> 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること <要件②> 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	2億円 (うち運転資金は8,000万円)	運転 7年以内(なし) 設備 10年以内(1年)	元金均等元利均等 期日一括	1年以内 年 1.9%以内 3年以内 年 2.1%以内 5年以内 年 2.3%以内 7年以内 年 2.6%以内 10年以内 年 2.8%以内	-	0.8% (ただし上限は 「融資利率-0.2%」)	普通保証			
	モニタリング強化資金 (国の信用保証料 補助制度対応)	市内で事業を営む中小企業者又は事業組合(ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者)で、以下の要件を満たすこと。 <要件> 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出していること。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。	2億円 (うち運転資金は8,000万円)	運転 7年以内(なし) 設備 10年以内(1年)	元金均等元利均等 期日一括	1年以内 年 1.9%以内 3年以内 年 2.1%以内 5年以内 年 2.3%以内 7年以内 年 2.6%以内 10年以内 年 2.8%以内	-	0.8% (ただし上限は 「融資利率-0.2%」)	普通保証			
	協調支援資金 (国の信用保証料 補助制度対応)	市内で事業を営む中小企業者又は事業組合(ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者)で、以下の①または②の要件を満たすこと。 <要件①> 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること <要件②> 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	2億円 (うち運転資金は8,000万円)	運転 7年以内(なし) 設備 10年以内(1年)	元金均等元利均等 期日一括	1年以内 年 1.9%以内 3年以内 年 2.1%以内 5年以内 年 2.3%以内 7年以内 年 2.6%以内 10年以内 年 2.8%以内	-	0.8% (ただし上限は 「融資利率-0.2%」)	普通保証			

- 上記メニューはこれから千葉市内で事業活動を開始される方も利用可能です。(事業所予定地が確認できる書面(契約書等)が必要となります。)
- 振興資金(運転)、経営安定資金(運転)、経営者保証不要資金(運転)、協調支援資金(運転)、モニタリング強化資金(運転)は期日一括返済を選択できません。その他の資金は据置期間内(小規模事業資金は1年以内)に限り、期日一括返済を選択することができます。
- 設備資金は市内に設置、登録するものに限り、また、商品不動産の購入資金には本制度を利用できません。保証協会の保証を付さない資金(プロパー資金)においては、収益物件の購入資金には本制度を利用できません。
- 千葉市制度の融資は、振興資金、小規模事業資金、経営安定資金、経営者保証不要資金、協調支援資金、モニタリング強化資金で借り換えることができます。ただし、責任共有制度の対象となっている融資を、対象外の融資で借り換えることはできません。
- (公財)千葉市産業振興財団にて、チャレンジ資金の申込みに必要な事業計画書の作成支援を行っています。
- NPO法人は、利用条件となる信用保証が対応していないため、「チャレンジ資金」「小規模事業資金」を利用することはできません。
- 市外企業(営業所や支店が市内にあるが、本社登記が市内にない企業)は、各メニューの設備資金に関しては利用可能です。※但し、トライアル支援資金については運転資金の利用も可能になります。
- 経営安定資金(要件A)及び経営者保証不要資金(要件B)において、中小企業信用保険法に基づく5号認定を受けた場合には、責任共有制度の対象となります。
- (融資利率) ≤ (利子補給率(上限))となる場合は、融資利率が利子補給率の上限となり(別途、上限がある場合を除く)、融資利率を超えての利子補給はしません。
- 記載内容は令和8年4月1日時点のものであり、今後、利率等内容が変更される場合があります。

Ⓢ は責任共有制度の対象メニュー